

国立大学法人島根大学コンプライアンスの推進に関する規則

(平成30年島大規則第28号)

(平成30年3月20日制定)

目次

- 第1章 総則 (第1条―第4条)
- 第2章 コンプライアンス推進体制 (第5条―第7条)
- 第3章 コンプライアンス・プログラム (第8条)
- 第4章 コンプライアンス事案への対応 (第9条―第15条)
- 第5章 雑則 (第16条, 第17条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法令等 本学の業務に関わる法令、ガイドライン及び島根大学学内規則の基準に関する規則（平成16年島大規則第75号）第2条に定める学内規則その他これに準ずるもの（以下「規則等」という。）並びに本学の業務に対して社会的に要請される倫理及び行動規範をいう。
- 二 コンプライアンス 法令等を遵守し、社会において誠実で良識ある行動をとることをいう。
- 三 コンプライアンス事案 法令等を遵守していない又は遵守しないおそれのある行為又は事実をいう。
- 四 役職員 国立大学法人島根大学役員規則（平成16年島大規則第4号）第2条に規定する役員及び国立大学法人島根大学職員就業規則（平成16年島大規則第7号）第3条に規定する職員をいう。
- 五 学生 本学の学部学生及び大学院学生をいう。
- 六 構成員 本学の役職員及び学生をいう。
- 七 部局等 各学部、各研究科、医学部附属病院、地域未来協創本部、各機構、附属図書館、研究推進室、山陰法実務教育研究センター、こころとそだちの相談センター、数理・データサイエンス教育研究センター、監査室、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部をいう。
- 八 部局等の長 前号の部局等の長をいう。ただし、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部は、担当理事又は担当副学長を部局等の長とする。

(コンプライアンス基本方針)

第3条 構成員は、本学が社会からの要請及び期待に応じていくため、常にコンプライアンスの重要性を認識し、中期目標及び島根大学憲章に則して誠実に行動しなければならない。

(内部統制システムとの関係)

第4条 本学は、コンプライアンスを業務方法書第2章に定める内部統制システムの枠組みのなかで一体的に推進する。

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス最高責任者)

第5条 本学のコンプライアンスの推進におけるコンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」という。）は、学長とする。

(コンプライアンス統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者を補佐し、コンプライアンスの推進に関する業務を統括するため、コンプライアンス統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、国立大学法人島根大学内部統制システム運用規則（平成27年島大規則第19号）第3条第1項に定める内部統制担当役員をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 本学に、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）をおき、常勤の理事をもって充てる。

2 推進責任者は、その所掌する部局等におけるコンプライアンスの推進に関する業務を統括するものとする。

第3章 コンプライアンス・プログラム

(コンプライアンス・プログラム)

第8条 統括責任者は、本学におけるコンプライアンスを推進するために、コンプライアンスに係る規則等の整備及び教育・研修を実施するための全学的な年度計画（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）を策定し、実施するものとする。

2 統括責任者は、年度ごとに役員会において、当該年度のコンプライアンス・プログラム及び前年度のコンプライアンス・プログラム実施状況を報告し、役員会は、その内容を審議するものとする。

第4章 コンプライアンス事案への対応

(コンプライアンス事案の報告又は通報)

第9条 構成員は、コンプライアンス事案を把握した場合、国立大学法人島根大学情報の伝達に関するマニュアル（平成30年3月20日学長決裁）第6に定めるインシデント発生時の報告体制により報告するものとする。

2 構成員は、前項の報告を行わない場合、国立大学法人島根大学内部通報及び学外者か

らの通報に関する規則（平成30年島大規則第27号）第4条に定める通報・相談窓口
に通報するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、他の規則等において通報の窓口を別に定めている場合は、
当該規則等の定める窓口に通報を行うものとする。

（調査及び是正措置等）

第10条 本学は、前条の報告又は通報が行われた場合、関係規則等若しくは推進責任者、
部局等の長の指示に従い、速やかに調査及び必要に応じて是正措置等を行うものとする。

（調査結果の公表）

第11条 推進責任者及び部局等の長は、前条に定める調査の結果、コンプライアンス事
案であると認められた場合、最高責任者に報告の上、当該法令等に基づいて関係機関へ
適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響並びにコンプライアンス事案の発生
により被害を受けた者、報告又は通報を行った者等の人権を尊重した上で、必要に応じ
適時かつ適切な方法により公表するものとする。

（通報者及び報告者の責務）

第12条 コンプライアンス事案に係る報告又は通報を行う者(以下「報告者」という。)は、
誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報又は報告を行うものとし、誹謗中傷等
その他の不正の目的で行ってはならない。

2 本学は、誹謗中傷その他の不正の目的で報告又は通報を行った構成員に対し、本学の
規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

（客観性及び公正性の確保）

第13条 推進責任者又は部局等の長は、当該コンプライアンス事案に係る調査の客観性
及び公正性の確保をしなければならない。

（秘密の保持）

第14条 構成員は、当該コンプライアンス事案に係る調査の対象となった者及び関係者
の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らして
はいけない。

（不利益取扱いの禁止）

第15条 最高責任者は、報告者又は当該コンプライアンス事案に係る調査に協力した者
（以下「報告者及び協力者」という）に対し、そのことをもって不利益な取扱いをして
はならない。

2 最高責任者は、報告者及び協力者が不利益な取扱いを受けたと認められるときは、
当該不利益取扱いをした者に原状回復その他の改善を命じるほか、必要な措置を取らな
なければならない。

第5章 雑則

（事務）

第16条 この規則に関する事務は、関係する部局等の協力を得て、総務部総務課におい
て処理する。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスに関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。